

近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する 基本的な指針 概要版

1 基本指針の位置づけ等

- 目的：現状と課題を明らかにし、県が目指すべき方向性と必要な施策の内容を示すことにより、施策の総合的な推進を図ることを目的とする。
- 期間：基本目標に向けた平成29年度から33年度までの5年間

2 近江の地場産業および近江の地場産品を取り巻く現状と課題

- 近江の地場産業で生産される物品
 - ・ 生産額は横ばいまたは減少傾向となっているが、高付加価値化やブランド化を目指した取り組みも行われている。
 - ・ 各産地では、販路開拓や商品開発といった需要開拓に苦心しており、各産地の有する高度なものづくり技術を十分に活かした市場へのアプローチが課題。
- 伝統的工芸品
 - ・ ほとんどの事業者で売上や利益は横ばいまたは減少傾向で、経営環境が厳しく、また、後継者の確保に課題を抱えている。
 - ・ 経営面では営業力・販売力の維持強化、人材面では技法の伝承・技術力の維持等が、販売面では情報発信力やPR力の弱さが課題。
- 農林畜水産物等
 - ・ 消費拡大に向けブランド強化などが進められているが、需要の縮小とともに、担い手減少、生産コストの増大など、安定供給に向けた問題がある。
 - ・ 県外での認知度向上、地産地消とともに県外・海外市場への販路開拓、担い手の確保・育成、人材育成等が課題。

3 基本的な方向

- 近江の地場産品の需要の拡大
 - ・ 近江の地場産業が有する歴史、伝統、文化や技術といった価値の発信
 - ・ 県民の地場産業等に対する認知度向上と地産地消の推進
 - ・ 首都圏や海外といった新たな市場への販路開拓
- 近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化
 - ・ 経営改善および合理化の支援
 - ・ 資金供給の円滑化
- 社会経済情勢に対応した新たな取組および多様な分野における事業展開の推進
 - ・ 消費者の嗜好や社会情勢の変化に応じた新商品・新技術の開発やデザイン力強化
 - ・ 新ビジネスの創出に向けた多様な主体の連携による取組の促進
- 担い手となる人材の確保・育成、資質の向上および優れた技術等の継承の推進
 - ・ 担い手となる人材の確保
 - ・ 後継者の育成および技術の継承の推進
 - ・ 未来の後継者の確保に向けた取組の推進

【参考資料2】

4 基本目標

○ 将来の姿

県民の近江の地場産業や近江の地場産品に対する誇りと愛着を基盤として地産地消の取組が進むとともに、首都圏等や海外への販路拡大や業種間の連携の推進による新たな市場開拓によって認知度が向上し、県全体のブランド力強化につながっている。

○ 基本目標

- ・ 県民の地場産業や地場産品についての理解が進み、生活の中で日常的に地場産品を購入・使用している。
- ・ 全国や海外へのPRが進み、一部の地場産品については継続的な取引が行われるとともに、「近江の地場産品」として消費者の認知度が向上している。
- ・ 県内外の人々が地場産業等の生産の現場に触れる機会が増え、新たに地場産品等に携わりたいと希望する人が増加している。

5 施策の内容

- 近江の地場産品の需要拡大のための、新商品の開発に対する支援、情報の提供、新たな販路の開拓の促進等
 - ・ PRイベントや地産地消を推進するキャンペーンの実施、PR活動に対する支援
 - ・ 首都圏情報発信拠点等を活用したPRイベントの開催、販路開拓等取組支援
 - ・ 海外展開戦略に係る取組支援
 - ・ 技術提供や共同研究、商品開発等の取組支援
 - ・ 情報発信ツールやインターネット等を活用した产地情報や産品情報のPR
- 近江の地場産業事業者等の経営基盤強化のための、経営改善および合理化、資金の供給の円滑化等
 - ・ 経営改善および合理化推進のための支援
 - ・ 公的資金や金融機関と協調した長期・低利の融資の活用促進
- 新商品開発に係る調査研究、多様な分野における事業展開の促進
 - ・ 高度化、多様化するニーズに対応した新商品開発のための調査研究の推進
 - ・ 新ビジネスの創造に向けた異分野・異業種の連携による商品開発等の促進
- 担い手となる人材の確保・育成、資質向上に対する支援、優れた技術等の継承の推進等
 - ・ 担い手となる人材確保のための情報提供
 - ・ 後継者育成や技術継承のための取組の実施および支援
 - ・ 未来の後継者確保に向けた小中学生や高校生の地場産業等にふれる機会の提供
- 近江の地場産業および近江の地場産品に対する関心および理解を深めるための、普及啓発、多様な学習機会の提供等
 - ・ 地場産業等への関心を高め、理解を促進するPRイベント等の実施
 - ・ 小中学生や高校生が地場産品にふれ、理解を深める機会の提供
- 近江の地場産業および近江の地場産品に関する実態について定期的な調査および分析
 - ・ 実態について概ね5年を目安として調査を実施

6 推進体制

- 庁内推進体制の整備、関係者による協議会の運営、関係機関・団体との連携

【参考資料 2】

(参考資料)

○基本指針の対象とする近江の地場産品（平成 28 年 12 月現在）

ア 近江の地場産業で製造される物品

(条例第 2 条第 3 項第 1 号関係)

	産 地	地 域	産 地 組 合	産 品
1	長浜縮緬	長浜市 他	浜縮緬工業協同組合	ちりめん、つむぎ
2	彦根バルブ	彦根市、犬上郡、愛荘町 他	滋賀バルブ協同組合	水道用弁、産業用弁、船用弁
3	彦根仏壇	彦根市、米原市、愛荘町 他	彦根仏壇事業協同組合	仏壇、仏具
4	彦根ファンデーション	彦根市、東近江市、犬上郡	ひこね繊維協同組合	ブラジャー、ガードル、ショーツ、ボディースーツ、キャミソール
5	湖東麻織物	東近江市、愛荘町 他	湖東繊維工業協同組合、滋賀県麻織物工業協同組合	服地、不織布・芯地、縫製、染色整理加工、原糸販売
6	甲賀・日野製薬	甲賀市、日野町 他	滋賀県製薬工業協同組合	医療用医薬品、一般用医薬品、配置用家庭薬
7	信楽陶器	甲賀市	信楽陶器工業協同組合	レンガタイル等建材類、庭園用品類、食卓用品類、花器類、植木鉢類
8	高島綿織物	高島市	高島織物工業協同組合	綿クレープ、厚織(ゴム資材、帆布、その他資材)
9	高島扇骨	高島市	滋賀県扇子工業協同組合	扇骨、扇子

【参考資料 2】

イ 伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品
(条例第 2 条第 3 項第 2 号関係)

	工芸品名	製造地域	製造業者名	備考
1	近江上布	愛荘町	滋賀県麻織物工業協同組合	国指定
2	網織紬	長浜市	奥田武雄	
			奥田重之	
3	秦荘紬	愛荘町	川口織物有限会社	
4	綴錦	守山市・米原市	織匠[宗八]株式会社清原織物	
5	ビロード	長浜市	長浜ビロード振興協会	
6	正藍染・近江木綿	湖南市	植西恒夫	
7	手織真田紐	東近江市	西村幸	
8	草木染手組組紐	大津市	有限会社藤三郎紐	
9	近江刺繡	愛荘町	近江美術刺繡工芸社	
10	彦根縫	彦根市	有限会社青木刺繡	
11	楽器糸	長浜市	西山生糸組合	
			木之本町邦楽器原糸製造保存会	
			丸三ハシモト株式会社	
12	鼻緒	長浜市	滋賀県花緒サンダル組合	
13	特殊生糸	長浜市	西村英雄	
14	押絵細工	近江八幡市	東川雅彦	
15	近江真綿	米原市	近江真綿振興会	
16	輪奈ビロード	長浜市	株式会社タケツネ	
17	信楽焼	甲賀市	信楽陶器工業協同組合	国指定
18	膳所焼	大津市	有限会社膳所焼窯元 陽炎園	
19	近江下田焼	湖南市	有限会社近江下田焼陶房	
20	(再興)湖東焼	彦根市	中川一志郎	
21	提灯	長浜市	かさせん中川善輝	
22	ろくろ工芸品	長浜市	片山木工所	
			有限会社松浦製作所	
23	竹根鞭細工	草津市	瀬川泰弘	
24	木製桶樽	竜王町	村田茂朋(問い合わせ先)	
25	高島扇骨	高島市	滋賀県扇子工業協同組合	
26	上丹生木彫	米原市	上丹生木彫組合	
27	八幡丸竹工芸品	近江八幡市	有限会社竹松商店	
28	木珠(高級木製数珠玉)	近江八幡市	株式会社カワサキ	

【参考資料 2】

29	彦根仏壇	彦根市	彦根仏壇事業協同組合	国指定
30	浜仏壇	長浜市	浜仏壇工芸会	
31	鎌金具	長浜市	辻清	
32	近江雁皮紙	大津市	有限会社成子紙工房	
33	雲平筆	高島市	筆師第 15 世 藤野雲平	
34	和ろうそく	高島市	有限会社大與	
		長浜市	北村雅明	
35	太鼓	愛荘町	正木専治郎	
			二代目 杉本才次	
36	大津絵	大津市	高橋松山	
37	梵鐘	東近江市	西澤吉太郎	
38	小幡人形	東近江市	細居源悟	
39	愛知川びん細工手まり	愛荘町	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会	
40	いぶし鬼瓦	大津市	美濃邊鬼瓦工房	
41	神輿	野洲市	株式会社さかい	

【参考資料 2】

ウ 県内で生産され、本県を代表する農産物、林産物、畜産物および水産物ならびにこれらを原料または材料として製造し、または加工した物品であって、知事が認めるもの
(条例第 2 条第 3 項第 3 号関係)

①中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく指定品目

名称	地域産業資源に係る地域
近江牛	県下全域
近江しゃも	県下全域
近江の茶	大津市、甲賀市、東近江市、日野町
近江の伝統野菜	県下全域
近江米	県下全域
環境こだわり農産物	県下全域
セタシジミ	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市
びわ湖材	県下全域
琵琶湖産鮎	県下全域
琵琶湖産アユの養殖アユ	県下全域
琵琶湖産魚介類	県下全域
琵琶湖のヨシ	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、東近江市、彦根市、米原市、長浜市、高島市
琵琶湖八珍	県下全域
びわサーモン(養殖ビワマス)	県下全域
ビワパール	大津市、草津市、守山市、野洲市、近江八幡市、長浜市、高島市

②特定農林水産物等の名称の保護に関する法律に基づく登録品目

(平成 28 年 12 月現在で該当なし)

③上記①、②の指定品目または登録品目を原料または材料として製造し、または加工した物品

(例) 近江の地酒、近江のつけもの、鮒ずし 等